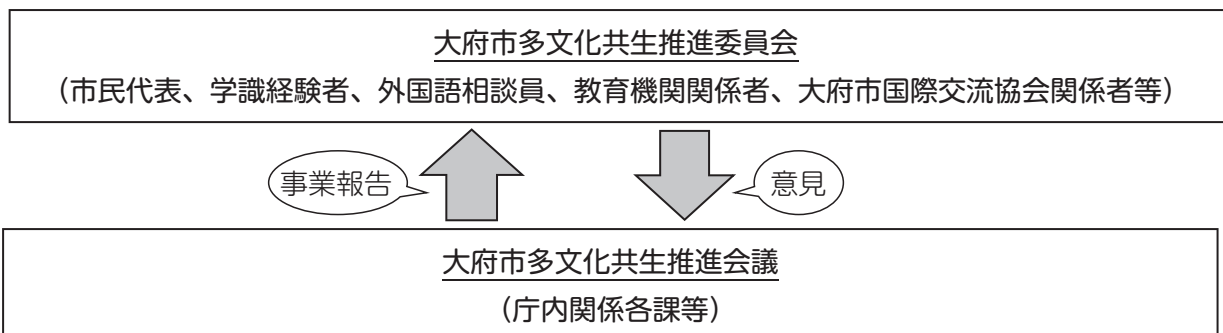
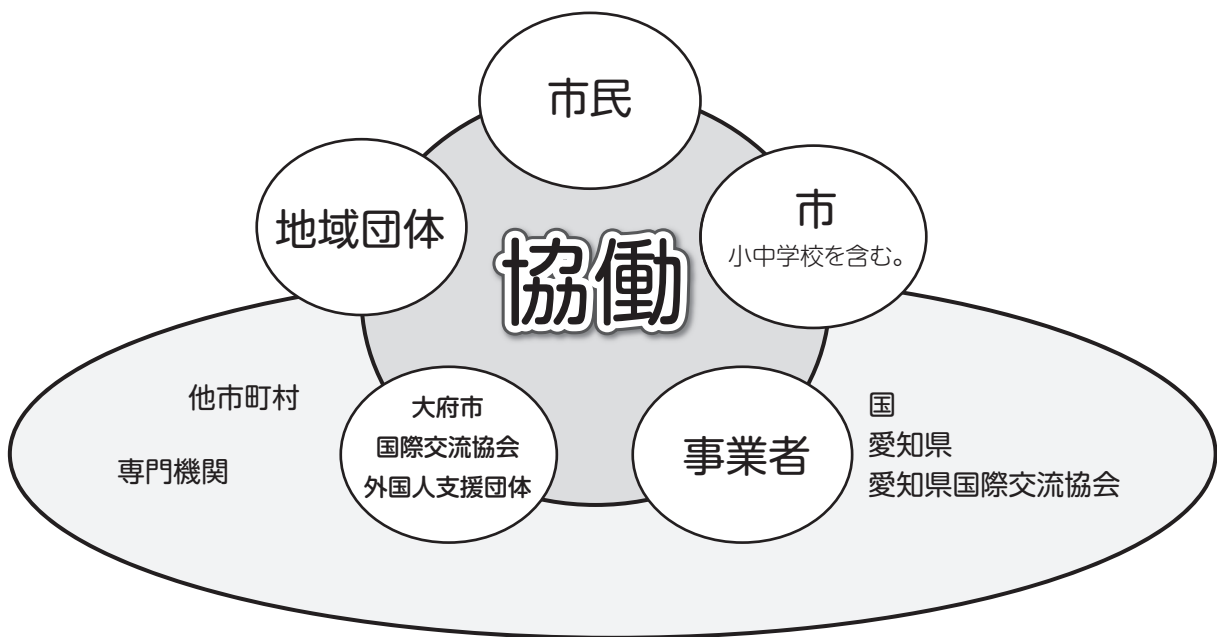


第3章 推進体制

1 推進体制

多文化共生社会の実現に向けた取組は、外国人市民*の生涯を通じたライフステージ全般に関わることであり、幅広い分野に及びます。本プラン実現のためには、市のみでなく、市民、地域団体、大府市国際交流協会を始めとする外国人支援団体*、事業者がそれぞれ連携した体制で推進していくことが求められます。また、本市のみでは解決が難しい課題やほかの地域に学ぶべき事例がある場合は、国、愛知県、愛知県国際交流協会、他市町村、専門機関の協力も得る必要があります。

市においては、市民代表等により構成される大府市多文化共生推進委員会に本プランの施策に基づく事業の報告と意見聴取を行うことで、施策の実施状況や施策目標の達成状況等を点検・評価します。また、当該委員会の意見を庁内の関係各課等により構成される大府市多文化共生推進会議に展開しながら事業を進めていきます。



2 各主体に期待される役割

主 体	期 待 さ れ る 役 割
国	「外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく」（骨太の方針 2018）と示されています。
愛知県	「広域的な施策・先導的な取組の実施、外国人県民を含む様々な主体の連携・協働の推進、国への要望などを行う」（あいち多文化共生推進プラン 2022）と示されています。
市	本プランに基づいて多文化共生社会実現のための各施策を推進していきます。日本語教育について、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）第 5 条に則り、国や愛知県との適切な役割分担を踏まえて推進していきます。
小中学校	全ての児童生徒に対する多文化共生教育推進のほか、外国人児童生徒*に対する学習支援、外国人児童生徒とその保護者に対する進路情報の提供などが望まれます。
事業者	雇用する外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守、地域社会への適応を促進するための取組などが求められます。
市民	<p>【日本人市民】 外国の文化や生活習慣などの理解、外国人市民に対する地域社会の担い手としての認識、積極的な交流などが期待されます。</p> <p>【外国人市民】 日本語の学習、日本の文化や生活習慣などの理解、地域活動への参画、日本人市民との積極的な交流などが期待されます。</p>
地域団体	外国の文化や生活習慣などの理解、外国人市民に対する地域社会の担い手としての認識、積極的な交流、外国人市民の地域社会への適応を促進するための取組などが期待されます。
外国人支援団体 (大府市国際 交流協会等)	各団体独自のノウハウや情報の蓄積、主体的な活動の実施、公的な機関では難しい人的ネットワークの構築、市民同士の草の根交流の推進などが期待されます。